

健康保険 はやわかりガイド

1.協会けんぽについて

協会けんぽ(全国健康保険協会)秋田支部は、主に中小企業にお勤めの方とご家族約33万人、県民の3人に1人が加入する健康保険です。47都道府県に各支部があります。各支部には、事業主代表・被保険者代表・学識経験者で構成される評議会が設置され、事業運営について評議会の意見を聴き、都道府県ごとの実情に応じた適正な運営が図られています。

秋田支部は、医療と健康を守る組織として地域の中核を担えるよう、事業運営を行ってまいります。

秋田支部概況

事業所数・・・15,292社
被保険者数・・・201,773人
被扶養者数・・・131,037人
平均標準報酬月額・・・235,467円

平成29年3月時点

2.主な業務内容と問い合わせ先

主 な 業 務 内 容	問い合わせ先 (担当部署)	電話番号	F A X
健康保険被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証等の発行・健康保険給付・健康保険任意継続など	業 務 グループ	018-883-1800	018-883-1544
生活習慣病予防健診、特定健康診査、健康相談、保健指導など	保 健 グループ	018-883-1893	
レセプト(診療報酬明細書)点検、医療費通知、交通事故・第三者行為の医療費、資格喪失後受診など	レセプト グループ	018-883-1892	018-883-1451
事業運営、評議会、保険料率、健康経営、健康保険委員、メールマガジン、ジェネリック医薬品、ホームページ・各種広報誌による広報など	企画総務 グループ	018-883-1841	

3.秋田支部 健康保険料率【平成29年3月分(4月納付分)～】

協会けんぽの健康保険料率は年齢構成や所得水準の違いを都道府県支部ごとに調整したうえで、地域の医療費等を反映した健康保険料率となっており、みなさまの医療費が下がれば、保険料率を下げるができる仕組みになっています。

40歳未満、または65歳以上の加入者の方
(介護保険第2号に該当しない方)

10.16%

基本保険料率:6.43%
特定保険料率:3.73%

40歳から64歳までの加入者の方
(介護保険第2号に該当する方)

11.81%

基本保険料率:6.43%
特定保険料率:3.73%
介護保険料率:1.65%

● 保険料10,000円あたりの使い道 ●



高齢者の方々が病院などを
受診した時の医療費(拠出金)

3,640円

高齢者の方々へ約4割



加入者のみなさま
が病院などを受診し
た時の医療費

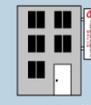
5,520円



加入者の方が病気で
休んだ際の手当金や
出産した時の給付金

570円

加入者のみなさまへ約6割



健診費
保健指導費
事務経費
その他

270円

※健康保険料率(10.16%)のうち、6.43%は加入者のみなさまへの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.73%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※賞与も保険料の対象となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は健康保険料率に介護保険料率1.65%が加わります。



4.保健事業(健康診断・保健指導)

協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めていただくために、健康診断・保健指導を実施しています。いずれも協会けんぽから費用補助があり、『おトク』な健康診断となっております。

定期健康診断結果データの提供は厚生労働省令で義務付けられています

協会けんぽの生活習慣病予防健診以外の、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施している事業所様には、健康診断結果データの提供をお願いしています。データをご提供いただくと、協会けんぽの健診受診率に加算され、保健師・管理栄養士による健康相談を無料で受けることができます。

※定期健康診断結果データの提供は高齢者の医療の確保に関する法律(第27条3項)により定められているため、事業主様が責任を問われることはありません。

第27条3項 特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。



35～74歳の
被保険者
(ご本人)

労働安全衛生法に基づく
定期健康診断

21項目	9,000円前後
------	----------

全額
会社負担

生活習慣病予防健診

補助があり、『おトク』です

28項目	本人または 会社負担 最高 7,038円
------	--------------------------------

検査項目が多く、『安心』です

血液検査や心電図に加え、胃がん・肺がん・大腸がん検査が含まれるほか、オプションで子宮頸がん・乳がん検査等も受けられます。

健康相談、特定保健指導

費用は無料

健康診断受診後、生活習慣の改善が必要な方を対象として、保健師・管理栄養士が事業所を訪問し健康相談および特定保健指導をおこなっております。協会けんぽ窓口へのお越しによる保健指導を希望される方は、事前に予約が必要となります。

定期健康診断の結果データを提供していただくと・・・



40～74歳の
被扶養者
(ご家族)

特定健康診査

補助があり、『おトク』です

本人負担	約 1,090円
------	-----------------

※費用は医療機関によって異なります

近所で受診でき、『お手軽』です

県内では約400の医療機関や、市町村で実施する集団健診で受診できます。

がん検診も一緒に受けられ、『安心』です

市町村で実施する集団健診で、同時にがん検診も受けられる場合があります。

特定保健指導

費用は無料～6,480円

健康診断受診後、生活習慣の改善が必要な方を対象として、ご自宅などに「特定保健指導利用券」を送付させていただきます。特定保健指導の費用の総額が、協会けんぽが補助する金額を下回る場合は、自己負担はありません。

※費用は特定保健指導実施機関によって異なります

5. 健康保険給付

こんなときどうするの？

協会けんぽの主な健康保険給付の種類

病気やケガをしたときは？

保険証を提示して治療を受けるとき

(療養の給付)

健康保険の加入者が業務外の事由により病気やケガをしたときは、保険医療機関(病院・診療所)に保険証を提出し、一部負担金を支払うことで、診察・処置・投薬などの治療を受けることができます。

また、医師の処方せんを受けた場合は、保険薬局で薬剤の調剤をしてもらうことができます。



高額な医療費を支払ったとき

(高額療養費)

高額療養費が受けられます。高額療養費とは、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとで払い戻される制度です。70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。



医療費が高額になりそうなとき

(限度額適用認定証)

医療機関等の窓口でのお支払いが高額になった場合は、「高額療養費制度」がありますが、あとで払い戻されるとはいえ一時的な支払いは大きな負担です。70歳未満の方が「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示すると、1ヵ月(1日から月末まで)の医療機関ごとの窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

※70歳以上の方は、「高齢受給者証」を提示することで窓口負担が自己負担限度額までとなります。



病気やケガで会社を休んだとき

(傷病手当金)

傷病手当金が受けられます。傷病手当金は、病気休業中に加入者の生活を保障するために設けられた制度で、加入者本人(被保険者)が病気やケガのために会社を休み、その間の給与等が受けられない場合に支給されます。

傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から最長1年6ヵ月です。



医療費の全額を負担したとき

(療養費)

健康保険では、保険医療機関の窓口で保険証を提示して診療を受ける現物給付が原則ですが、やむを得ない事情で現物給付を受けることができないときや、治療のために治療用装具などを作成・購入したときは、かかった医療費などの全額を一時立替払いし、あとで請求して療養費(被扶養者の場合は家族療養費)として、払い戻しを受けることができます。



海外で急な病気の治療を受けたとき

(海外療養費)

海外療養費が受けられます。海外旅行中や海外赴任中に急な病気やけがなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる制度です。海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。



こんなときは？

子どもが生まれたとき

(出産育児一時金)

出産育児一時金が受けられます。出産育児一時金は、加入者が出産された時に協会けんぽに申請されると1児につき42万円が支給されます。(産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は40.4万円が支給されます。)



出産で会社を休んだとき

(出産手当金)

出産手当金が受けられます。加入者本人(被保険者)が出産のため会社を休み、その間に給与等の支払いを受けなかった場合は、出産の日(実際の出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合98日)から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。



ご本人・ご家族が亡くなったとき

(埋葬料(費))

加入者の方がお亡くなりになられた場合は、埋葬料として5万円が支給されます。埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料(5万円)の範囲内で実際に埋葬に要した費用が「埋葬費」として支給されます。



11.上手に使う「ジェネリック医薬品」



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同じ主成分を使い、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から承認された低価格なお薬のことです。使ってみたいときは、医師や薬剤師にご相談ください。

※どの程度安くなるかは、薬の種類やメーカーによって様々です

今のお薬より低価格、お薬代の負担軽減や医療費の削減につながり、保険料の伸びを抑えることができます。

飲みやすく改良されているものもあります。

不安なときは短期間の「お試し」もできます。

国の厳しい試験や基準をクリアし、新薬に代替できる品質・有効性・安全性を有するお薬です。

ジェネリック医薬品希望シール
もご利用ください



12.「健康経営宣言」にエントリーして下さる事業所様を募集しています



応援します!

健康経営とは、社員の健康を重要な経営資源としてとらえ、健康増進に積極的に取り組む企業経営スタイルのことです。少子高齢化に伴う労働力の減少はこれからの中小企業にとって重要な課題とされており、生産力の維持・向上のためには、社員の健康管理はますます重要になってきます。この機会に企業と社員が一体となって健康づくりに取り組み、明るく元気に働ける職場づくりを目指しましょう。詳細については協会けんぽ秋田支部のホームページをご覧ください。

協会けんぽ 秋田

検索

企業にはこんなメリットが!

社員の活力向上	生産性向上	イメージアップ	負担軽減	リスクマネジメント	表彰制度
<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションの活性化 社内の雰囲気改善 	<ul style="list-style-type: none"> モチベーションの向上 欠勤率の低下 業務効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 企業ブランド価値の向上 企業イメージの向上 	<ul style="list-style-type: none"> 休業による労働損失の抑制 長期的には健康保険料負担の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 事故・不祥事の予防 労災発生の予防 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な健康づくりに対して、県の「健康づくり推進事業者等表彰」に推薦させていただきます ※表彰は県の「健康づくり推進事業者等表彰」事業実施要領によります。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

後援:秋田県

13.健康保険委員・メールマガジン会員の募集について

● 健康保険委員 募集中 ●

社員の皆さまと協会けんぽの架け橋となって下さる方(健康保険委員)を募集しております。加入者の方であればどなたでも委員になれますので、協会けんぽまでご連絡ください。



健康保険委員限定季刊誌『まめだすか』

● メールマガジン会員 募集中 ●

配信を希望される方ならどなたでも無料でご登録できます。



こちらでスマホからも登録できます

主な内容

- 健康保険制度の改正など最新情報をわかりやすくご紹介
- 高額な医療費がかかった時などの各種給付金の申請のしかた
- 健康が気になる方へ、簡単な運動や食事のコツをアドバイス

ご登録は協会けんぽ秋田支部のホームページからお願いします。

全国健康保険協会 秋田支部

協会けんぽ

〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階
Tel : 018-883-1800 (代表) Fax : 018-883-1451
HP : <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/akita/>

協会けんぽ 秋田

検索



6.健康保険のその他の手続

会社を退職するとき

(任意継続)

退職後の健康保険には、

- ①任意継続 (協会けんぽ) (※退職の翌日から20日以内の手続きが必要)
- ②国民健康保険 (お住まいの市町村)
- ③ご家族の健康保険【被扶養者】 (ご家族のお勤め先)の3つの選択肢があります。

毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。



保険証・高齢受給者証をなくしたとき

(保険証・高齢受給者証再交付)

保険証や高齢受給者証をなくしたときは、「健康保険被保険者証再交付申請書」や「健康保険高齢受給者証再交付申請書」を提出頂くことで、新しく発行いたします。
 なお、外出時の紛失や盗難の場合は、警察署へお届けされることをお勧めします。



事故にあったとき

(第三者行為)

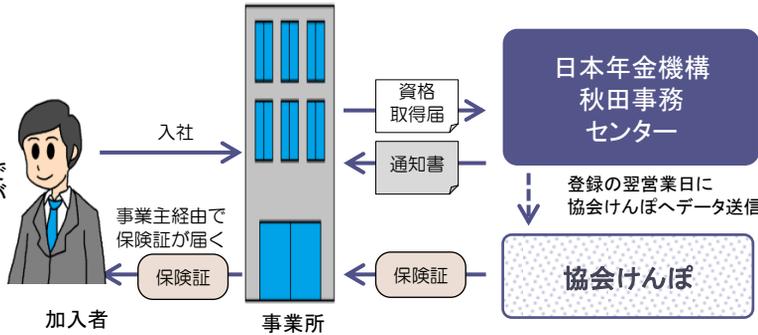
交通事故や喧嘩など、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」のご提出をお願いします。届書をすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故等の状況をお電話等によりお知らせいただき、後日、できるだけ早く届書のご提出をお願いします。



7.加入手続きから保険証の送付まで

日本年金機構秋田事務センターで資格取得届・被扶養者(異動)届を審査・登録後、通知書は事務センターから、保険証は協会けんぽから送付されます。

- ※ 資格取得届と被扶養者(異動)届を同時に提出された場合でも、秋田事務センターの処理状況により、保険証の送付日が異なることがあります。
- ※ 保険証と通知書の送付日が異なることがあります。
- ※ 手続きをされてから保険証の発行までは約3週間ほどかかります。



8.資格を喪失したら保険証を返却ください



- 退職などで資格喪失するとその保険証は無効になります。*
- 退職した場合や被扶養者に該当しなくなった場合は、**すみやかに保険証を事業所へご返却ください。**

※資格喪失後に保険証を使って受診した場合、受診された医療費(総医療費の7割~9割)を協会けんぽへお返しいただくことになります。

9.適正受診を心掛けましょう



保険証は診察を受ける都度、病院等の窓口にご提示ください。



仕事や通勤途中の病気やケガには保険証は使用できません。

(労災保険の対象になる可能性があるため、事業所を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください)



重複受診(はしご受診)はやめましょう。



私用中の交通事故等が原因で保険証を使用して受診される場合は、「**第三者等の行為による傷病届**」の提出が必要となる場合があります。

※詳しくはホームページをご覧ください。

協会けんぽへの手続きは、郵送でお願い致します。

社会保険関係申請書・届出書の提出先

書類によって提出先が分かれています。ご注意ください。



〒010-8555

日本年金機構 秋田事務センター

※郵送の際は、郵便番号と事務センター名のみで届きます



〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50シテイビル秋田2階

全国健康保険協会 秋田支部
協会けんぽ